

# 令和7年度 宗像市中小企業者等支援制度一覧

宗像市 産業政策課 商工観光係 0940-36-0037

## ■宗像市内で事業を実施される方

事業名	対象	概要	備考
ふるさと寄附活用事業者応援補助金	・市内で事業を実施する方（予定可）	・補助金の原資をクラウドファンディング型ふるさと寄附で募り、集まった寄附金額から手数料等を控除した金額を補助金として交付（補助対象経費が上限） ・補助対象事業は、①～④を全て満たすもの。 ①市内で実施する事業、②市の課題解決と地域産業振興・活性化に繋がる事業 ③補助対象経費100万円以上の事業、④寄附金が目標額に達しない場合でも実施する事業	・募集期間：R7.6.26～ ・補助対象期間 事業承認日～R8.3.31
食のまち宗像推進補助金	・熱意をもって新しい地域特産品づくりや振わいづくりに取り組む事業者 ・宗像市内に事業所又は住所を有する者	①地域特産品開発支援事業 新たな地域特産品の開発に取り組む事業、又は既存の地域特産品の改良に取り組む事業 ②食を生かした振わいづくり事業 複数（3者以上）の事業者が連携して行う食のイベントで、地域の食材を活用した料理の提供もしくは販売イベントやフェアの開催に係る事業	・申請期間：R7.6.2～R7.12.26 ※先着順に審査 ※予算到達次第終了

## ■宗像市内で事業を始めようとしている方／市内で創業後、間もない方

創業相談窓口	・起業に興味がある者 ・創業希望者 ・すでに事業を営んでいる事業者	・市内で新たに起業する方等を対象に、経験豊富な専門家が創業計画／事業計画の作成に関するアドバイスなど起業に関する様々なご相談に対応 ※創業相談窓口の利用はfabbit宗像へ連絡を fabbit宗像：0940-62-6030	・設置期間：R7.4月～R8.3月 毎月第1・2・3火曜日 ※5月のみ第2・3・4火曜日 ・開設時間：14時～18時 ・オンラインでの相談も可能
伴走型創業支援プログラム	・市内に事業所・店舗等を有する（予定可） ・年度内に起業予定か事業開始後5年以内 ・起業済の場合、年度内に新事業に挑戦	・市の課題解決・地域経済活性化につながる事業の創業に向けて、伴走支援期間中、 ①専門家による伴走支援を受けられる、②コワーキングスペースfabbit宗像を無料で利用できる。 ・1次審査（書面）,2次審査（面接）にて対象者を選出（支援対象者：2者程度予定） ・2次審査参加者は、福岡県よかとこ起業支援金の応募要件の一部に該当	・募集期間：R7.6.2～R7.6.30 ・伴走支援期間： 支援認定日～R8.3.31
特定創業支援等事業による支援受講者への支援制度	・特定創業支援プログラム（1ヶ月以上・4回以上）を受講後、市の「証明書」を受けた者	①登録免許税軽減、②創業関連保証の特例、③新規開業資金（日本政策金融公庫）の貸付利率の引き下げ ※特定創業支援プログラムの受講は宗像市商工会又はfabbit宗像へ連絡を	・宗像市商工会 0940-36-2268 ・fabbit宗像 0940-62-6030
創業（“宗業”者）応援補助金	・年度内に市内で創業予定の個人 ・市内で創業後、1年未満の個人・会社 ・事業開始後5年未満であり、市内で法人成り後1年未満の会社または法人成りしようとする個人	・市内で創業するための費用の一部を補助 ・申請枠・補助率・上限額：通常枠・1/2・上限30万円／SDGs推進枠・1/2・上限40万円 ・申請には特定創業支援プログラム（1ヶ月以上・4回以上）修了者に発行される宗像市特定創業証明書が必要	・募集期間 R7.6.2～R7.12.26 ※予算到達次第終了
起業化支援利子補給補助金	・市内に事業所・事務所を設置 ・貸付の合計金額2,000万円以内 ・貸付日が起業日から6ヶ月以内	・市内で起業するため日本政策金融公庫の貸付を受け、貸付利子を完納した者の貸付金利を補助 ・補助上限額：10万円／年間 ・補助期間：返済開始月から3年間（36ヶ月）	・融資：日本政策金融公庫 福岡支店（0570-089302） ・補助金：産業政策課

## ■宗像市内すでに事業を始めている方、その他の方

がんばる中小企業者応援補助金	・市内に事業所・店舗を有する者 ・個人事業者は市内居住者であること ・事業開始後1年以上経過	・対象事業 ①新事業・販路開拓枠、②生産性向上枠、③人への投資枠 ・補助率・上限額：1/2・50万円、※市内事業者へ発注した補助対象経費は補助率2/3 ①②は、経営革新計画に従って行う事業の場合上限100万円、BCP策定の場合上限額に10万円上乗せ	・申請期間：R7.6.2～R7.12.26 ※先着順に審査 ※予算到達次第終了
宗像ビジネス交流会（むなBIZ）	・市内事業者、宗像でのビジネスに関心のある方、市内で創業予定の方	・市内事業者が関心のある課題やビジネストピックスをテーマとして取り上げ、セミナーや交流会などを開催予定。情報収集や人脈形成を気軽にできる機会として活用を。	※内容は決まり次第、市HPに掲載
先端設備等導入計画の認定	・新たに設備を導入しようとする中小企業	・国の同意を受けた「宗像市導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を策定し市に申請。市の認定を受けることで①②の措置・支援が受けられる。 ①固定資産税の税制措置（新規取得設備に係る固定資産税を3年間1/2軽減） ②信用保証協会による金融支援（信用保証のうち別枠で追加保証が受けられる）	・随時受付
中小企業小口事業資金融資制度	・市内に住所・主たる事業所を有する個人・法人（法人の場合は代表者が市内居住） ・資本金1,000万円以下、従業員20人以下（小売業・サービス業は5人以下） ・同一事業を6ヶ月以上継続している	・中小企業者の事業資金（運転資金・設備資金）の調達のための融資制度 ・市内6行にて小口融資 ・融資額1,250万円以内、返済期間10年以内（据置期間2年以内）、利率1.4%	・融資申込先：宗像市商工会（0940-36-2268）
中小企業小口事業資金保証料補助金	・上記の小口事業資金を借り入れ、保証料を完納した者	・保証協会に支払う保証料を全額補助 ・融資期間内（返済期間中）以外は申請不可 ・繰上償還等により保証料に変更があり保証協会より返戻金があった場合には補助金の返還が必要	※記載の内容は概要ですので、必ず各事業の要綱等をご確認ください。